

序章

計画作成の背景と目的

1. 背景・目的

本市を取り巻く社会情勢、文化財保護法の改正などを踏まえ、歴史文化遺産に多くの市民が興味を持ち、各地域で歴史文化に触れることを通じて、地域総がかりで歴史文化遺産を継承、活用できるまちづくりを一層推進するため、歴史文化の保存・活用に係るマスタープランであり、アクションプランである「明石市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という）を作成することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

本地域計画は、文化財保護法第 183 条 4 項に基づく法定計画として作成する。計画作成にあたっては、市政の最上位計画である「(仮称) あかし S D G s 推進計画 (明石市第 6 次長期総合計画)」(令和 4 (2022) 年 3 月策定) ならびに市の関連計画と連携し、兵庫県文化財保存活用大綱と整合させたうえで、歴史文化に係る施策を推進する計画と位置付ける。

3. 計画期間

令和 4 (2022) 年度から令和 12 (2030) 年度の 9 年間とする。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

各事業の数値目標として K P I (重要業績評価指標) を設定する。なお、K P I の目標年次は令和 6 (2024) 年度とし、同年度に進捗管理を行った上で、見直しを行う。

5. 地域計画作成の体制・経緯

文化財保護法第 183 条の 9 に基づく明石市関係各課、兵庫県、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、文化財所有者などによって構成される協議会で、令和元 (2019) 年度から令和 3 (2021) 年度までの 3 ヶ年で検討した。

序章 はじめに

1. 計画作成の背景・目的

播磨灘に面する広大な段丘面に位置し、特徴的な地勢や豊かな自然環境を基盤として、本市では多種多様な歴史文化遺産（定義については6頁参照）が現代に息づいている。このことは、古くから、畿内や瀬戸内海沿岸地域との交流による人々の生産活動を通じた営みなどを背景として成立してきたといえる。

本市の歴史文化遺産には、明石城跡や太寺^{たいでら}廃寺塔跡など既に文化財保護法・条例に基づいて文化財に指定されているものから、旧街道筋の町並み、農村集落に残る農家やお堂、路傍の石造物、鎮守の森、祭りや講、説話や伝承、タコやタイなどの食材を使った文化を含め、市民の暮らしの場にあふれている。

しかし、社会経済情勢や生活様式の変化のなかで、都市化による開発の進行によって滅失したもののや、旧集落地域等における担い手の減少、歴史文化遺産への市民の興味・関心が薄れてきていることなどにより存続の危機に瀕している祭りなどの歴史文化遺産も少なくない。

文化財に係る滅失・散逸等の防止が緊急の課題となるなか、従来、価値付けが明確ではなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの整備などを目的として、平成30（2018）年6月の文化財保護法改正により「文化財保存活用地域計画」制度が確立された。

本市においても、先人から受け継いできた歴史文化遺産を観光まちづくりの拠点として、また、本市の各地域の歴史を知るための拠り所として、さらには市民の誇りを象徴する資産として、より一層魅力的なものとして育むことが本市の将来計画にも掲げられている。

このため、本市の将来計画を踏まえ、歴史文化遺産に多くの市民が興味を持ち、各地域で歴史文化に触れることを通じて、地域総がかりで歴史文化遺産を保存・活用していくまちづくりを一層推進するため、歴史文化の保存・活用に係るマスタープランであり、アクションプランである「明石市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という）を作成する。

2. 本地域計画の位置づけ

本地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画として作成する。計画作成にあたっては、明石市政の最上位計画である「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」(令和4(2022)年3月策定、計画期間:令和4~12年度(2022~2030))を上位計画とする。(仮称)あかしSDGs推進計画では、目指すまちの姿を「SDGs未来安心都市・明石~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~」とし、SDGsの理念を反映して、まちづくりの基本理念を以下のとおりと設定している。

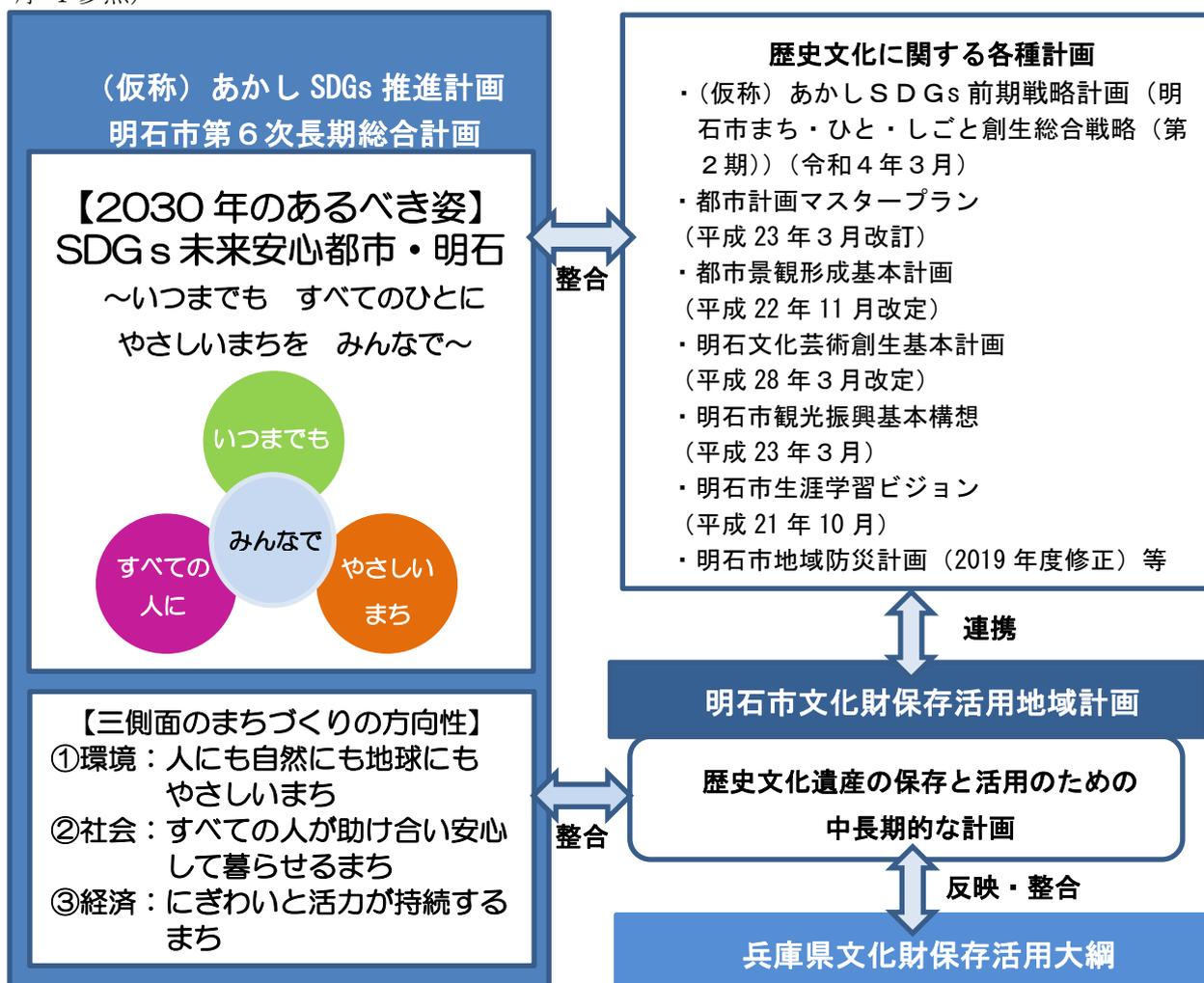
まちづくりの基本理念(SDGsの理念を反映)

- いつまでも(持続可能)
- すべての人に(誰一人取り残さない)
- やさしいまち(やさしい社会を明石から)
- みんなで(パートナーシップ)

また、目指すまちの姿の実現に向けた、環境・社会・経済の三側面のまちづくりの方向性とし

て、①環境：人にも自然にも地球にもやさしいまち、②社会：すべての人が助け合い安心して暮らせるまち、③経済：にぎわいと活力が持続するまち、としている。

本地域計画では、歴史文化遺産の保存・活用を通じて、(仮称)あかしSDGs推進計画に基づく各分野の政策・施策を歴史文化遺産の分野から推進する計画と位置づけるとともに、(仮称)あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))、都市計画マスタープランや都市景観形成基本計画、明石市文化芸術創生基本計画、明石市観光振興基本構想、明石市生涯学習ビジョン、明石市地域防災計画などの関連計画と連携して施策を推進する計画と位置付ける。さらに、兵庫県における文化財保存活用大綱を反映、整合した取り組みを進める。(図序-1参照)



図序-1 「明石市文化財保存活用地域計画」の位置付け

3. 計画期間

本地域計画の計画期間は、(仮称)あかしSDGs推進計画に合わせ、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度の9年間とする。なお、後述する事業計画については、前半の4年間が経過した後、(仮称)あかしSDGs推進計画と齟齬がないように事業成果の検証・点検を行う。

また、社会経済情勢をはじめ、新たな歴史文化遺産の発見や文化財の指定・登録など、本市の歴史文化遺産を取り巻く環境に変化が生じて軽微な変更が生じた場合には兵庫県を通じて文化庁に報告を行うと共に、計画の見直しが必要となった場合には、計画の再認定を申請して対応する。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本地域計画の目標を実現するためには各事業を着実に進めていくことが必要である。そこで、各事業の点検・見直しなどを通じたPDC Aサイクルを構築するため、各事業の数値目標としてのK P I（重要業績評価指標）※¹を下表のとおり設定する。なお、K P Iの目標年次は、(仮称)あかしSDGs推進計画の計画期間の前期4年間に対応して令和7（2025）年度と設定するが、令和7年度時点で進捗状況の点検と効果検証を行った上で、以降の事業計画見直し並びに具体化を行う。

表序-1 施策展開に向けたK P I（重要業績評価指標）

方針	措置※ ²	指標	目標値(2025年度)
調査	(1) 遺跡・武家屋敷跡の発掘調査	調査件数	年1件
	(2) 市史の編さんに関わる調査	市史編さん調査結果の冊子刊行	年1冊
	(3) 生活文化に関わる調査	調査実施数	年1件
	(4) 生業に関わる調査	調査実施数	年1件
	(5) 食文化の把握調査・魅力発信	調査実施数	期間中1件
	(6) 建造物に関わる調査	調査実施数	年1件
	(7) 近代化遺産調査	調査実施数	年1件
	(8) 文化的景観調査	調査実施数	期間中1件
	(9) 史料調査	調査実施数	期間中1件
方針1	(1) 生涯学習機会の充実	生涯学習の場の設定	継続
	(2) 歴史文化コーディネーターの育成	育成コーディネーター数	期間中6人
	(3) 学校への出前授業の実施	出前授業数	年間5校
	(4) 歴史文化教材の開発	副読本・マップ開発	期間中作成
	(5) 教材開発者や指導者の研修会の開催	研修会開催数	年1回
方針2	(6) 文化財への指定等	指定等件数	年2件
	(7) 指定等文化財の環境整備	環境整備件数	年1件
	(8) 史跡明石城跡保存活用整備	保存活用整備事業	期間中3件
	(9) 旧波門崎燈籠堂の環境整備	環境整備	期間中一部完了
	(15) 財源確保・支援	修理等支援数	年2件
	(16) データベースの作成・更新・共有	データベース更新	年1回
方針3-1	(17) 国際交流・地域間・広域交流	連携事業数	年1件
	(18) 歴史文化観光のコンテンツ拡充	コンテンツ拡充	期間中2回
方針3-2	(24) 文化博物館の拠点機能の拡充	展示等の拡充	期間中拡充
	(25) 地域の歴史文化遺産の明示	解説版の設置	年2箇所
	(26) シンポジウム等の開催	シンポジウム等の開催数	年1回
	(27) 歴史まち歩き等の開催	歴史まち歩き等の開催数	年1回
方針4	(31) 部局間連携による地域づくり	連携事業数	年1件
	(32) 歴史文化遺産保存活用体制の構築	協議会の開催	年1回以上
	(33) 顕彰制度の確立	制度の確立	期間中確立
防災・防犯	(35) 地域防災計画の文化財防災への対応	地域防災計画への条項追記	期間内完了
	(36) 歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成検討	マニュアル作成	期間内完了
	(37) 文化財パトロールの拡充	地域単位のパトロール数	年1地区
	(38) 防災設備の設置への支援	防災設備設置支援数	年2件

※1：K P I（重要業績評価指標）は、目標達成へのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標。

※2：同指標を実現するために実施する主な事業。第5章の調査に関わる事業計画、第6章、第8章の各事業計画の事業番号に対応。

5. 本地域計画作成の体制・経緯

本地域計画は、表序-2、表序-3に示す構成によって文化財保護法第183条の9に基づく協議会を組織した上で、表序-4に示す構成の明石市文化財保護審議会の意見を聴取しつつ、表序-5で示す経緯で検討した。

表序-2 明石市文化財保存活用地域計画協議会の構成員

区分 (法第183条9第2項)	氏名	所属・役職	備考
明石市(第1号)	前野 有人	明石市政策局参与(シティプロデューサー)	
兵庫県(第2号)	山下 史朗	兵庫県教育委員会文化財課長	令和元年度
	甲斐 昭光		令和2・3年度
学識経験者(第4号)	村上 裕道	京都橘大学教授	会長
	森本 眞一	神戸学院大学非常勤講師	副会長
	竹内 利江	神戸学院大学非常勤講師	
商工関係団体(第4号)	西川 勉	明石商工会議所 事務局長	
観光関係団体(第4号)	樫原 一法	明石観光協会専務理事兼事務局長	
その他教育委員会が必要と認める者(第4号)	西海 英延	宗教法人住吉神社宮司	
	藤本 庸文	明石市連合まちづくり協議会副会長	

※ 役職は令和3年(2021)4月現在

表序-3 明石市文化財保存活用地域計画協議会事務局

所属	氏名	役職*	備考
明石市市民生活局	稲原 昭嘉	文化・スポーツ室文化財担当課長	
	田川 聡司	文化・スポーツ室歴史文化財係長	
明石観光協会	木村 公輔	明石観光協会事務局次長	
明石市政策局	藤田 幸子	シティセールス推進室長兼シティセールス課長	
明石市都市局	谷口 祐二	都市総務課長	
明石市教育委員会	金井 一郎	学校教育課長	

※ 役職は令和3年(2021)4月現在

表序-4 明石市文化財保護審議会委員

分野	所属*	氏名	備考
日本美術史	冷泉家時雨文庫理事長	冷泉 為人	
日本美術史	元甲南女子大学教授	木村 重圭	
日本考古学	小野市立好古館前館長	大村 敬通	
日本近世近代史	神戸大学教授	奥村 弘	
日本民俗学	甲南大学教授	出口 晶子	

※所属は令和3年(2021)4月現在

表序-5 作成の経緯

年月日		内 容
令和元年度 (2019)	8月16日	第1回 明石市文化財保護審議会の開催
	8月20日	第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	12月25日	第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	1月17日	第2回 明石市文化財保護審議会の開催
	3月6日	第3回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	3月26日	第3回 明石市文化財保護審議会の開催
令和2年度 (2020)	11月17日	第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催
	11月27日	第1回 明石市文化財保護審議会の開催
	12月25日	第2回 明石市文化財保護審議会の開催
	3月14日	第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催
令和3年度 (2021)	6月1日	第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催

6. 用語の定義

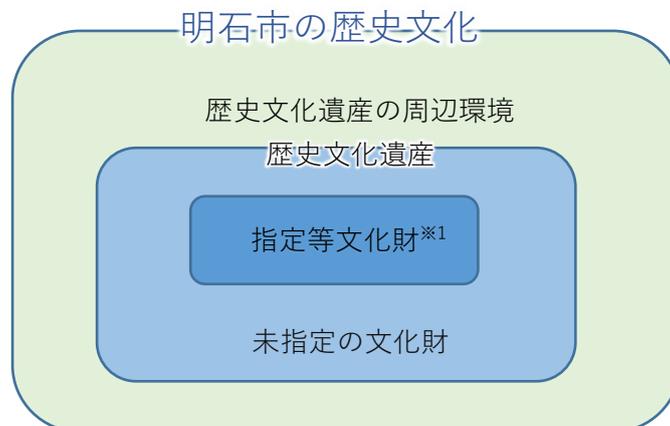
「文化財保護法」の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物、美術工芸品等）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、民俗文化財（有形の民俗文化財（無形の文化財に用いられる衣装・器具・家屋等）、無形の民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観（棚田、里山、用水路等）、伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村等）の6類型ならびに文化財の保存技術、埋蔵文化財によって体系づけられる。「兵庫県文化財保護条例」や「明石市文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じている。一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産の価値が見直されてきている。これらの歴史的・文化的・自然的遺産の価値は、地域の人々の暮らしとの関わりを通じて形成され、相互の関係や周辺環境との関係などにより存立するものである。

そこで、本地域計画では、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果及び、それが存在する環境も含めた全体を「歴史文化」とし、その構成要素として多様な価値を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義づけ、全ての「歴史文化遺産」を本計画の対象とする。

つまり、「歴史文化」とは、「歴史文化遺産」である建造物や美術工芸品、遺跡や名勝地、動物や植物・地質鉱物などの「もの」、^{せいぎょう}生業、食文化、民俗技術などの「ひと」、祭りや行事、風俗慣習、説話や伝承などの「こと」の3つの要素が相互に関係し合うことによって創り出される環境といえる。従って、「歴史文化」ならびに「歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなすものとして、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民の生活をより豊かなものとするもの、市民にとって未来への道しるべとなるものと定義づける。

なお、「歴史文化遺産」は文化庁の指針^{※1}で示された文化財等の位置づけと整合させるものとする。

参考：「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31（2019）年3月、文化庁）



※1：指定等文化財：文化財保護法令に基づく指定、登録、選択、選定が行われている文化財をいう。

図序-2 歴史文化と歴史文化遺産の構成